

令和7年7月7日

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

埼玉県知事 大野 元裕

訪問介護等サービスの安定的な運営確保に対する支援等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

埼玉県では、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、高まる介護ニーズに対応するため、介護人材の確保・定着に取り組んでおりますが、介護職員等の給与は他産業と比較して低く、介護人材の確保に大きな支障をきたしております。

また、物価高騰やコロナ後も継続中の感染症対策等によって、介護サービス事業者の経営にも影響を及ぼしており、全国的に人員不足、経営悪化を理由とした介護事業者の倒産件数は増加傾向にあります。

このような状況が続いた場合、サービスの低下につながりかねません。

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、県民を支えるための環境整備はますます重要となっております。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 訪問介護等サービスの安定的な運営確保に対する支援

(1) 現状・課題等

令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が2.4%のマイナス改定となった。報酬改定後の令和6年8月の介護保険収入が、対前年度比で減少している事業所の割合が全ての地域で50%を超えている。

県内の訪問介護事業者数は、対前同月比で横ばいではあるが、人員不足、経営悪化を理由とした倒産件数は全国的に増加傾向にある。

令和6年9月に厚生労働省が実施した自治体に対するアンケート調査によると、訪問介護事業所の廃止・休止の理由は人員不足が最多となっているが、十分な人員を確保し、事業所の安定的な運営を図るためにも、介護報酬の増額をはじめ、早急に必要な措置を行うべきである。

(2) 要望項目

訪問介護など令和6年度の介護報酬改定で基本報酬が減額されたサービス種別について、安定的な運営が確保できるよう介護報酬の増額をはじめ、早急に必要な措置をとること。

2 介護サービス事業者の安定運営確保の推進

(1) 現状・課題等

介護サービス事業者は、光熱費・食材料費などの高騰や新型コロナウイルス感染症の5類移行後も継続中の感染症対策等により大変厳しい経営環境にある。

介護サービスは国が定めた介護報酬により運営されているため、様々なコスト上昇分を利用者へ負担を転嫁することができない。

令和6年度の介護報酬改定では、介護職員等の処遇改善分として、基本報酬が全体で1.59%引き上げられたが、他産業の人件費との差は縮まっておらず、採用時の人材紹介手数料等も高騰し人材確保が困難な状況が続いている。

介護サービス事業者が必要な人材を確保し、安定的な運営が継続できるよう、適正な介護報酬の設定が必要である。

(2) 要望項目

介護サービス事業者の安定的な運営が確保できるよう、物価高騰など社会経済情勢を反映した介護報酬とすること。

3 医療的ケア児・者への支援の充実について

(1) 現状・課題等

医療技術の進歩により医療的ケア児・者が増加している中、医療的ケア児・者の日常生活・社会生活を社会全体で支援することが求められている。

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、児童については、都道府県において医療的ケア児支援センターの設置が進むなど支援体制が一定程度整えられつつあるが、18歳以上の医療的ケア者に対する支援には大きな課題が生じている。

学校卒業後、医療的ケア者の日中活動の場として想定される生活介護事業所等は、医療的ケアに不可欠な看護師等の配置が十分でなく、医療的ケア者の受入れが進んでいない。そのため、本人にとっての日中の居場所が自宅だけとなり社会参加が限られることはもとより、家族にとっては介護時間が増加し、大きな負担となっている。

また、医療的ケア者が外出する際は、医療機器や必要な物品の準備に加え、移動中もケアが必要であるが、医療的ケア者の送迎を行う生活介護事業所等は少なく、通所時の送迎が家族にとって大きな負担となっている。

(2) 要望項目

いわゆる18歳の壁（特別支援学校の卒業や障害児通所支援の終了などにより支援が途切れること）の解消に向けて、生活介護等の事業所において医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すこと。

生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すこと。

4 障害者支援施設等の整備に対する国庫補助の充実について

(1) 現状・課題等

本県の当初予算における国庫協議件数は、令和3年度から令和6年度の4年間合計で49件であるが、採択件数は各年度とも1件のみで厳しい採択状況が続いている。そうした中、国の当初予算は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度と比較すると約4分の1の50億円となってい

る。

障害者入所施設から地域移行を進めるためには、重度障害者に対応したグループホームの整備が必要であるが、現行の国庫補助制度では、本体工事費の補助単価が低い、重度障害者に対応する設備等の加算が充分でないなどの課題がある。

また、重度障害者に対応したグループホームはハードの整備に加え、重度障害者を支援するために必要な人員を確保し、看護師等の専門スキルを持つ職員を配置するなど、ソフト面から支援体制を強化することも重要である。

国は地域移行を推進する観点から、入所施設の国庫補助の採択を極めて限定する方針を示しているが、本県には1,434人の入所施設待機者がおり、障害の重さや特性によってグループホームの体験利用を試みたが対応できないとされた方など、真に入所が必要な障害者148人が自宅等で待機している実情がある。

(2) 要望項目

地域に必要な障害福祉サービスを計画的に整備できるよう、施設整備に関する国庫補助の充実を図ること。

地域移行を進めるため、重度障害者に対応したグループホームの創設を促す国庫補助制度へ見直すとともに、グループホームに入居する重度障害者に適切な支援ができるよう、職員配置基準の見直しや加算制度の充実を図ること。

真に入所が必要な障害者のための障害者支援施設の最小限の整備については引き続き国庫補助採択をすること。

5 医療機関等の安定運営確保の推進について

(1) 現状・課題等

医療機関の経営環境は、光熱費等の度重なる価格上昇や、賃上げに伴う人件費や業務委託料の増加の影響を受けて支出が増加する中で、収入の大部分を占めているのが国の定める診療報酬であり、利用者へ負担を転嫁できず、コスト削減にも限界があることから、非常に厳しい状況に直面して

いる。

令和6年度の診療報酬改定においては、食材料費をはじめとする物価高騰を踏まえ、0.88%のプラス改定が行われたところであるが、運営コストはこれを上回って上昇しており、医療機関からも依然として経営は厳しい状況であるとの話を伺っている。

このままの状況が続いた場合、医療機関の経営状況が一層悪化し、安定した医療の提供が困難となり、地域の医療提供体制の維持に大きな影響を及ぼすことになりかねない。

そこで、診療報酬について、緊急的な加算措置と定期改定時の物価高騰等の影響を踏まえた改定などの対策を継続的かつ戦略的に講じることや、経営安定化のための財政支援等の必要な支援を講じることがを要望するものである。

(2) 要望項目

医療機関の経営に必要な経費について、まずは緊急的措置として診療報酬での加算措置を講じること。併せて、状況に応じてその加算内容を見直しつつ、定期改定時において物価高騰などの影響を踏まえて診療報酬の改定を行う等、継続的かつ戦略的な対策を講じること。

また、薬局や介護・福祉サービス、柔道整復、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所等についても同様に、経営安定化のための財政支援等必要な措置を講じること。

6 こども等に対する公費負担医療制度の創設

(1) 現状・課題等

福祉医療（こども、重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等）に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て環境の充実や、社会的に弱い立場にある人の支援に大きな役割を果たしている。

現在の医療費助成は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。

本県は令和6年4月からこども医療費助成制度の対象年齢拡大と所得制限の撤廃を実施したところであるが、福祉医療費の助成は医療に関する

セーフティーネットの役割を果たしており、本来、ナショナルミニマムとして国が統一的に実施するべきものと考えことから、全国一律の制度創設を、改めて国に求めたい。

(2) 要望項目

こども、重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、全国一律の福祉医療費助成制度を早急に創設すること。

7 教育職員における障害者雇用の推進

(1) 現状・課題等

教育委員会の9割を占める教育職員について障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。（教育職員以外が19.17%、教育職員が1.19%（令和6年6月1日現在））

<財政措置・制度的措置関係>

障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が必要となる。

人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、実技を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。

環境整備としては、バリアフリートイレやエレベーターなどの施設改修、ICT機器等の機器整備が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。

<教員養成関係>

教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか引き続き実態を把握するとともに、その課題の解消に向けた取組が教職課程を有する各大学等において適切に行われるよう働き掛けるなど、障害のある教員免許状取得者の増加に国として取り組む必要がある。

<障害者雇用制度関係>

障害のある教員免許状取得者が極めて少ない現状に鑑み、障害者におけ

る教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に応じた制度の在り方を検討することが必要である。

(2) 要望項目

<財政措置・制度的措置関係>

障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。

障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。

<教員養成関係>

障害を有する者が教員を目指す上で抱える課題の解消に向け、教職課程を有する大学等への働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。

<障害者雇用制度関係>

教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。